

平成30年10月 1日

協会員各位

一般社団法人 太田労働基準協会 会長
館林労働基準協会 会長
大泉労働基準協会 会長

クレーンの運転の業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条、クレーン等安全規則第21条の規定に基づき、吊り上荷重5トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。(移動式クレーン、デリック及び建設用リフトは除く)当協会では、クレーン取扱い業務特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業場におかれましても、未修了者を早急に受講されますようご案内致します。

記

1. 開催月日と会場

	月 日	時 間	会 場
学 科	11月10日(土)	8:00~17:00	太田労働基準協会 2F講習室
学 科 実 技	11月11日(日)	8:00~13:00	坂本工業(株) 別所工場

2. 募集人員 80名

3. 受講料 会員 12,900円 内訳 12,900円(内消費税 956円)
テキスト代 無 料
非会員 14,545円 内訳 12,900円(内消費税 956円)
テキスト代 1,645円(内消費税 122円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

4. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

5. 申込先 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL. 0276-46-5774・fax. 0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL. 0276-72-8890・fax. 0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL. 0276-62-4334・fax. 0276-62-3619

6. その他

- ・申込書に受講料を添えて本人または代理人が持参してください。
- ・申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りの無いよう本人が確認の上ご持参ください。
- ・講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の払戻しは致しません
- ・実技講習は、ヘルメット、軍手、安全靴を着用してください。

7. 注 意 **遅刻は認められませんので、ご注意ください。**

以上

